

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6年 5月 30日

都道府県知事 殿



提出者

住 所 茨城県つくば市上広岡633番地  
氏 名 清峰金属工業株式会社  
代表取締役社長 清峰 茂樹  
電話番号 029-821-2510

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

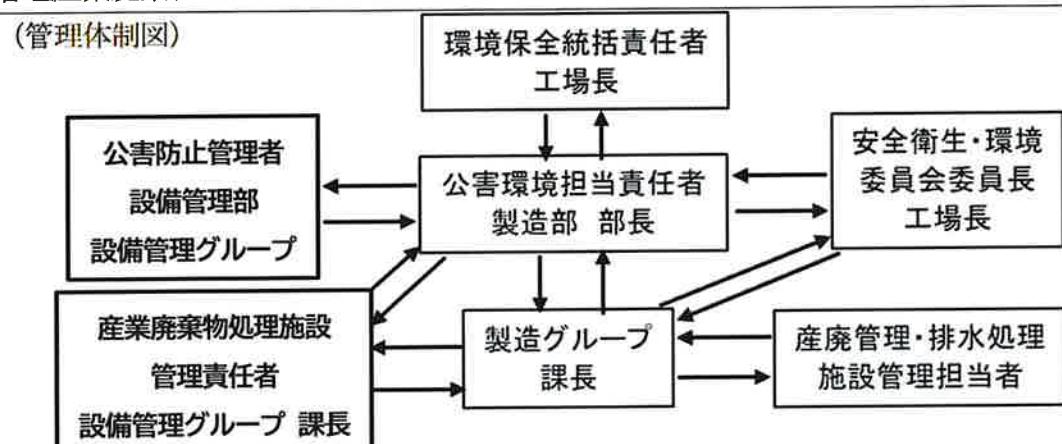
事業場の名称	清峰金属工業株式会社 本社・つくば工場
事業場の所在地	茨城県つくば市上広岡633番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	E23 非鉄金属製造業
②事業の規模	製品出荷額 61億円
③従業員数	121名 (パート12名含む)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	① 硫酸銅溶液→消石灰中和処理→脱水処理→出荷→再乾燥→有価物化→リサイクル原料化 (株式会社ナチュレメタルに委託) ② めっき洗浄水 (強酸) →委託処理

(日本工業規格 A列4番)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和5度）実績】								
		特別管理産業廃棄物の種類	廃酸							
		排 出 量	143 t	t						
① 現状		<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>廃酸全量を社内中間処理により、廃酸を中和スラッジ化し、真空脱水機により、含水率67～63%にし、スラッジを委託処理業者に依頼して有価物のリサイクルにより、産廃の減量を継続実施。</p>								
②計画		<p>【目標】廃酸中間処理の継続 めっき廃酸量の適正排出管理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th><th>廃酸</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排 出 量</td><td>160 t</td><td>t</td></tr> </tbody> </table> <p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>COD濃度が高いめっき廃酸以外、社内中間処理を継続実施し、有価物処理により、産廃委託処理廃液の減量を実施。</p> <p>※数年の間に廃酸タンク内の残さ物約7tを特別管理産業廃棄物で外部処理を計画</p>			特別管理産業廃棄物の種類	廃酸		排 出 量	160 t	t
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸									
排 出 量	160 t	t								

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>表面処理に使用した硫酸銅廃液は酸廃液貯蔵タンクに保管。中間処理により、有価物として有価物再生協力会社に輸送。</p> <p>めっき廃液はCODが高い為、分別して産廃処理を委託。</p>
②計画	<p>(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>COD濃度が高いめっき廃液は別の廃液貯蔵タンクを使用分別し、優良産廃処理業者に処理を委託する。</p>

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】				
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸				
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	84 t	t			
		(これまでに実施した取組) 廃酸に社内中間処理を実施し、中和スラッジ化を行い、真空脱水機によって含水率を下げ、スラッジを委託処理業者に依頼。有価物としてリサイクル化を継続実施。				
② 計画	【目標】社内中間処理によるスラッジの含水率の維持管理					
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸				
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	120 t	t			
		(今後実施する予定の取組) 中間処理液及び脱水機の維持管理を実施し、スラッジの含水率維持を行い、委託処理業者に依頼し、有価物としてリサイクル化を継続実施。				

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】				
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸				
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t			
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	40 t	t			
		(これまでに実施した取組) 廃酸を中間処理液により中和し、中和スラッジを脱水機で含水率68%以下にする。委託処理業者で再度含水率を下げて、金属回収、及び、セメント原料としてリサイクルを実施。				
② 計画	【目標】脱水機による廃酸中間処理含水率の維持管理					
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸				
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t			
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	20 t	t			
		(今後実施する予定の取組) 脱水機での処理後の含水率の維持管理を継続実施。中間処理委託業者で金属回収、及び、セメント原料リサイクル化を継続実施。 中和処理液の検討を行う。				

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	
	(これまでに実施した取組) —			
② 計画	【目標】—			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	
(今後実施する予定の取組) —				

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸		
	全処理委託量	19 t	t	
	優良認定処理業者への処理委託量	19 t	t	
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t	
(これまでに実施した取組) COD濃度の高いめっき廃液は優良認定処理業者に処理を委託。 COD濃度の低いめっき廃液は中間処理を行い、廃酸排出量の減量を実施。				

## (第5面)

②計画	【目標】 COD濃度管理によるめっき廃液の減量化		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	全処理委託量	20 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	20 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) めっき廃液のCOD濃度管理を行い、COD濃度の高い廃酸は別廃液貯蔵タンクに移送し、優良産廃処理業者に処理を委託。COD濃度の低い廃酸は社内中間処理を行い、廃酸排出量の減量を実施。		
	【前年度（令和5年度）実績】		
※事務処理欄	特別管理産業廃棄物 排 出 量 ( <small>ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。</small> )		143 t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストの活用を継続実施し、事務作業の効率化を行う。		

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記

入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

- 9 ※欄は記入しないこと。